

## 中山間地域等直接支払制度の概要

### 1 推移

第 1 期対策（12～16 年度）	耕作放棄地の増加等によって多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、多面的機能を確保するという観点から、国民の理解の下、平成 12 年度から実施された。
第 2 期対策（17～21 年度）	協定に集落マスタープランの記載が義務付けられたほか、農業生産活動等の体制の強化に取り組む協定には通常単価（10 割）、取り組まない協定には基礎単価（8 割）が適用されるなどの制度改正が行われた。
第 3 期対策（22～26 年度）	農業の継続が困難になる農地が生じた場合に、誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付けることで、体制整備単価（10 割）が適用されるなど、より取り組みやすい制度に見直しが行われた。
第 4 期対策（27～31 年度）	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく「日本型直接支払」として実施されるとともに、農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援の強化や、交付金の返還ルールの見直しが行われた。

### 2 対象地域

- (1) 通常地域：3 法（特定農山村法、山村振興法、過疎法）及び東日本大震災復興特別区域法の指定地域
- (2) 特認地域：地域の実態に応じて知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

### 3 対象農用地

農用地区域（農振法）内に存する 1 ha 以上の一団の農用地

- (1) 急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑・草地・採草放牧地 15 度以上の傾斜）
- (2) 小区画・不整形な田
- (3) 市町村長が必要と認める緩傾斜農用地（田 1/100～1/20、畑・草地・採草放牧地 8～15 度の傾斜）、高齢化率・耕作放棄率が高い集落に存する農地
- (4) 県知事が定める基準（特認基準）に該当する農用地

### 4 対象者

- (1) 集落を単位とする協定（**集落協定**）を締結し、5 年間農業生産活動等を継続する**農業者等**
- (2) 集落協定を締結できない地区において、農用地の利用権の設定や作業受委託等について他者と協定（**個別協定**）を締結し、5 年間農業生産活動等を継続する**認定農業者等**

## 5 交付単価

地目・傾斜基準によって設定。また、活動内容によって、基礎単価（交付単価の8割）と体制整備単価（同10割）を交付。さらに、一定の取組を行った場合には、交付単価に所定額が加算。

(1) **基礎単価**：最低限の農用地管理活動を行う場合の単価（体制整備単価の8割）

- ① 農業生産活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道等の管理等）
- ② 多面的機能を増進する活動（国土保全機能や保健休養機能を高める取組、自然生態系の保全に資する取組のうち1つ以上）

(2) **体制整備単価**：農業生産活動の体制整備に向けた、前向きな取組を行う場合の単価  
**【要件】**

（集落協定）

選択的必須要件（以下のA～Cから1つ以上選択して取組）

**A要件：農業生産性の向上**

機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農業生産条件の強化など全5項目から2項目以上を選択し、平成31年度までに規定の水準を達成

**B要件：女性・若者等の参画を得た取組**

新規就農者等の確保、地場産農産物等の加工・販売、消費・出資の呼び込みの3項目から1項目以上を選択し、平成31年度までに規定の水準を達成

**C要件：集団的かつ持続可能な体制整備**

協定農用地において、協定参加者が高齢化等の理由で農業生産活動を継続できなくなった場合に備え、あらかじめ協定に位置付けた農業者により、農業生産活動を継続して行う体制を構築

（個別協定）

利用権の設定や農作業受委託により協定を締結した農用地面積が、平成31年度までに一定以上増加

(3) **加算単価**：(1)、(2)の活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合に加算

① **集落連携・機能維持加算**

・ **集落協定の広域化支援** ※集落協定の場合のみ

複数集落が広域の協定を締結し、新たな人材を確保して農業生産活動等を維持する体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算

・ **小規模・高齢化集落支援**

小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、取り込んだ農用地面積に加算

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地（田：1／10以上、畑：20度以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、当該農用地面積に加算

表1 中山間地域等直接支払制度の交付単価 (単位：円／10a)

地目	区分	交付単価		加算単価		
		体制整備 単価	基礎 単価	集落連携・機能維持加算		超急傾斜 農地保全 管理加算
				集落協定の 広域化支援※	小規模・高齢 化集落支援	
田	急傾斜	21,000	16,800	3,000	4,500	6,000
	緩傾斜	8,000	6,400			—
畑	急傾斜	11,500	9,200	3,000	1,800	6,000
	緩傾斜	3,500	2,800			—
草地	急傾斜	10,500	8,400	3,000	—	—
	緩傾斜	3,000	2,400			—
採草放牧地	急傾斜	1,000	800	3,000	—	—
	緩傾斜	300	240			—

※集落協定の場合のみ